

令和2年度 市民税・県民税申告書 書き方

提出期限は3月16日(月)です。

●はじめに

住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号(マイナンバー)などを記入し氏名横に押印してください。
※印字されている場合は内容に間違いがないかご確認ください

【申告が必要な人】

- ①令和2年1月1日現在、那珂川市に住所がある人
- ②平成31年1月1日から令和元年12月31日までに所得のあった人
- ③確定申告の必要はないが市県民税の申告が必要な人
 - ・給与所得以外の所得が20万円以下の人
 - ・公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

【申告が不要な人】

- ①所得税の確定申告を提出する人
- ②給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
※収入がない場合も非課税(所得)証明書の基礎資料となるとともに、国民健康保険等各保険料算定や保育所入所等の基礎資料となりますので申告書の提出にご協力ください。

1. 収入金額等・2. 所得金額についての詳しい記入方法は裏面にあります。

令和2年度 市民税・県民税申告書

入力年月日

(あて先)那珂川市長 令和2年1月1日の住所がな

氏名 明・大 昭・平・令

生年月日 年月日

個人番号

電話

職業 世帯主からみた続柄

整理番号

生年月日

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入

1 収入金額等	事業	営業等	1		
	農業	2			
	不動産	5			
	利子	6			
	配当	7			
	給与	一般	8		
	雑	公的年金等	10		
		その他	11		
	総合譲渡	短期	12		
	の課税	長期	13		
	一時	14			
	2 所得金額	事業	営業等	16	
		農業	17		
		不動産	20		
利子		21			
配当		22			
給与		23			
雑	公的年金等	24			
	その他	25			
総合譲渡・一時	26				
合計	27				

3
所得から差し引かれる金額

雑損控除

医療費控除

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険控除

地震保険料控除

配偶者(寡夫) 寡婦(夫)

障害者控除

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

扶養控除

扶16歳未満の親族の

● 3 所得から差し引かれる金額欄

<p>◆雑損控除</p> <p>災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合は記入してください。</p> <p>◆医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除</p> <p>平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払った金額を記入してください。</p> <p>◆医療費控除</p> <p>「セルフメディケーション税制」の適用を受ける場合には「セルフ」の欄に「✓(チェック)」を入れてください。</p> <p>◆寡婦(寡夫)控除</p> <p>以下のいずれかの要件に該当する場合は記入してください。</p> <p>(1)夫と死別または離婚後、再婚せず、扶養親族または生計を一にする子(前年中の総所得金額等が38万円以下の者)がいる人</p> <p>(2)(1)に該当する人で、扶養親族である子があり、申告者本人の合計所得金額が500万円以下の人【特別寡婦】</p> <p>(3)夫と死別後再婚せず、合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>(4)妻と死別または離婚後、再婚せず、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が38万円以下の者)がいる人で、本人の合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>◆勤労学生控除</p> <p>大学や各種学校の学生で、前年中の合計所得金額が65万円以下であり、給与所得以外の所得が10万円以下の場合は記入してください。</p> <p>◆障害者控除</p> <p>令和元年12月31日現在において、申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が以下のいずれかの要件に該当する場合は記入して下さい。</p> <p>(1)下表の手帳等の交付を受けている。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>身体障害者手帳</td> <td>療育手帳</td> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>戦傷病者手帳</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1級・2級</td> <td>A</td> <td>1級</td> <td>特別1~3項</td> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>3級以下</td> <td>B</td> <td>2級・3級</td> <td>4項~</td> </tr> </table> <p>(2)厚生労働省又は市町村発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている。</p> <p>◆配偶者控除</p> <p>生計を一にする配偶者がいる場合は記入してください。</p> <p>同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得が38万円以下の人</p> <p>控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下</p> <p>※ただし生計を一にする配偶者が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない場合に限る。</p> <p>◆配偶者特別控除</p> <p>控除対象配偶者に該当しない生計を一にする配偶者がいる場合で、以下(1)~(3)の要件にすべて該当する場合は氏名、生年月日、個人番号及び配偶者の合計所得欄に記入してください。</p> <p>(1)申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下</p> <p>(2)生計を一にする配偶者が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない</p> <p>(3)生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が123万円以下</p> <p>◆扶養控除</p> <p>生計を一にする親族(配偶者除く)がいる場合で以下の要件にすべて該当する場合は記入してください。</p> <p>(1)生計を一にする親族が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない</p> <p>(2)生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が38万円以下</p> <p>◆16歳未満の扶養控除</p> <p>扶養控除の要件を満たす16歳未満の生計を一にする親族がいる場合は記入してください。</p> <p>※16歳未満・・・平成16年1月2日以降に生まれた人</p> <p>※16歳未満の扶養親族には所得控除はありません</p>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1級・2級	A	1級	特別1~3項	普通障害者	3級以下	B	2級・3級	4項~	<p>※障害者控除、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族、別居の扶養親族(申告書裏面に記載欄有り)、事業専従者(申告書裏面に記載欄有り)については、それぞれ個人番号(マイナンバー)を記入してください。</p>
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳												
特別障害者	1級・2級	A	1級	特別1~3項												
普通障害者	3級以下	B	2級・3級	4項~												

申告に必要なもの				
必ず提出および提示いただくもの	〇個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カード ※写しでも可 ○印かん ※認印可能	〇本人確認書類(運転免許証・パスポートなど) ※マイナンバーカードをお持ちでない場合		
所得金額	種別	提示または提出書類(窓口受付の場合)	添付書類(郵送の場合)	
	営業所得・不動産所得等	〇収支内訳書(収入金額と必要経費がわかる書類等)	要	
	給与	〇源泉徴収票 ※源泉徴収票がない場合：給与明細書・事業主の支払証明書等	源泉徴収票のみ不要	
	雑	公的年金等	〇源泉徴収票	不要
		その他	〇収入と必要経費のわかる書類等 ※個人年金の場合：支払額と必要経費(掛金額)がわかるもの	要
一時所得	〇収入と必要経費のわかる書類等	要		
所得から差し引かれる金額	種別	提示または提出書類(窓口受付の場合)	添付書類(郵送の場合)	
	雑損控除	〇り災証明書等被害にあったことのある証明書 ○災害等関連支出の領収書	要	
	医療費控除	〇『医療費控除に関する明細書』 ○各種証明書 ※おむつ証明書など	要	
		〇医療費通知(医療費のお知らせ)(原本) ※医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場に限りです。		
	社会保険料控除	〇セルフメディケーション税制の明細書	要	
		〇一定の取り組み(予防接種、人間ドック等)を行ったことを明らかにする書類		
	社会保険料控除	〇国民健康保険・介護保険・国民年金・後期高齢者医療保険等の領収書または支払額がわかるもの	要	
	小規模企業共済等掛金控除	〇掛金額の支払証明書	要	
	生命保険及び地震保険料控除	〇生命保険・個人年金・地震保険料控除証明書	要	
	扶養控除	〇扶養親族の個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カード ※写しでも可	要	
障害者控除	〇障害者手帳など	要		
勤労学生控除	〇各種学校や法人から交付される証明書等	要		
寄附金控除	〇寄附先及び寄附額のわかるもの(寄附受領証明書等)	要		

● 1 収入金額等欄

令和元年分 給与と所得の源泉徴収票

支払を受ける者 (住所又は居所) 氏名 (フリガナ) 氏名

種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

(源泉)控除対象配偶者の有無等 配偶者(特別)控除の額 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) 16歳未満扶養親族の数 障害者の数(本人を除く。) 非居住者である親族の数

社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

源泉徴収対象配偶者 氏名 区分 (摘要)

控除対象扶養親族 氏名 区分

16歳未満の扶養親族 氏名 区分

支払者 法人番号 6000012070001 住所(居所)又は所在地 東京都千代田区豊が岡1丁目2番2号 官署支店官 厚生労働省年金局 事業企画課長

令和元年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (住所又は居所) 氏名 (フリガナ) 氏名 生年月日 年金の種類

区分 支払金額 源泉徴収税額

所得税法第203条の3第1号適用分 円 円

所得税法第203条の3第2号適用分 円 円

所得税法第203条の3第3号適用分 円 円

所得税法第203条の3第4号適用分 円 円

本人 源泉控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数 16歳未満の扶養親族の数 障害者の数 非居住者である親族の数 社会保険料の額

特別障害者 その他障害者 特別寡婦 寡夫 特定老人 その他老人 人 人 人 人 (人) 人 人

源泉控除対象配偶者 氏名 区分 (摘要)

控除対象扶養親族 氏名 区分

16歳未満の扶養親族 氏名 区分

支払者 法人番号 6000012070001 住所(居所)又は所在地 東京都千代田区豊が岡1丁目2番2号 官署支店官 厚生労働省年金局 事業企画課長

● 2 所得金額の欄

所得金額の欄…次の区分により計算した金額を記入ください

所得の種類	所得金額の算出方法
営業等所得	小売業・生命保険等外交など 収入金額-必要経費
農業所得	農業・畜産業など ※裏面5の該当する項目を記入してください
不動産所得	地代・家賃など
利子所得	公・社債、預貯金などの利子 収入金額=利子所得の金額
配当所得	株式や出資金の配当など 収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子
給与所得	会社員・アルバイトの給与など 収入金額-給与所得控除 ※下表をご覧ください
雑所得	公的年金(老齢年金・恩給等) ※下表をご覧ください。
	公的年金以外での所得に あてはまらないもの 収入金額-必要経費
総合譲渡所得	土地・建物以外の資産の売却など 収入金額-譲渡に要した経費-特別控除
一時所得	賞金・懸賞当せん金など 収入金額-必要経費-特別控除(50万円)÷2

●源泉徴収票の各欄に該当する数字を申告書に転記してください

確認資料	収入種別	記載欄(源泉徴収票)	記入箇所	申告書記入欄
源泉徴収票	給与/年金	支払金額	1 収入金額等	おもて面⇒⑧または⑨(給与)へ記入 おもて面⇒⑩(公的年金等)へ記入
		(源泉)控除対象配偶者の有無等・配偶者(特別)控除の額	3 所得から差し引かれる金額	おもて面⇒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者欄へ記入
		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		おもて面⇒扶養控除欄へ記入
		16歳未満の扶養親族の数		※扶養者が那珂川市に居住していない場合 うら面⇒10 別居の扶養親族等に関する事項へ記入
		社会保険料等の金額		おもて面⇒社会保険料控除欄へ記入
		障害者の数(本人を除く。)		おもて面⇒障害者控除欄へ記入
	本人(特別)障害者 (特別)寡婦・寡夫	おもて面⇒寡婦(寡夫)欄へ記入		
	給与	生命保険料の金額の内訳	おもて面⇒生命保険料控除欄へ記入	
勤労学生		おもて面⇒勤労学生控除欄へ記入		
【給与所得があり源泉徴収票がない場合】(下記の該当項目に記入ください)				
金額明細書など金額がわかるもの	給与	支払金額	4 給与所得の内訳	うら面⇒4 給与所得の内訳欄へ記入
		各種控除	1 収入金額等	おもて面⇒⑧または⑨(給与)へ記入 ※4 給与所得の内訳欄金額を転記
			3 所得から差し引かれる金額	おもて面⇒該当欄へ記入

給与・公的年金の所得計算表

* マイナスになる場合は0円です。

○給与収入

収入の金額(A)	給与所得の金額	
収入の金額(A)	給与所得の金額	
~ 1,618,999円	A - 650,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円	969,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円	970,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円	972,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	974,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨)	B × 2.4
1,800,000円 ~ 3,599,999円		B × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		B × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ~ 9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円 ~	A - 2,200,000円	

○公的年金収入

昭和30年1月2日以降生まれ(65歳未満)の方	
公的年金収入の金額(C)	年金所得(雑所得)の金額
~ 1,299,999円	C - 700,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
7,700,000円 ~	C × 0.95 - 1,555,000円
昭和30年1月1日以前生まれ(65歳以上)の方	
公的年金収入の金額(C)	年金所得(雑所得)の金額
~ 3,299,999円	C - 1,200,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
7,700,000円 ~	C × 0.95 - 1,555,000円

※1円未満の端数は切捨てます

申告書の提出先・お問い合わせ先

那珂川市役所 税務課 市民税担当
〒811-1292
福岡県那珂川市西隈1-1-1
TEL 092-953-2211(内線164・165)